

第2回検討会を踏まえた カリキュラム等の改善について

- 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について……P1
- 追加カリキュラムについて ……P 3～ 8
- 総単位数の引上げに係る最低履修時間数について ……P 9～15
- 臨床実習の在り方について ……P16～21
- 専任教員の見直しについて ……P22～25
- その他 ……P26

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師学校養成施設のカリキュラムは、平成12年に単位制となり、例えば、あはき養成課程であれば「総履修時間数3,165時間以上」から「総単位数93単位以上」に改正されたが、現行の標準的な単位当たりの時間数により換算すると履修時間は、2,785時間となる。
- これを踏まえ、今回の検討に当たって、最低履修時間数のベースについては、現行の単位数に、単位ごとに必要とされる時間数を積み上げたものとしてはどうか。

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設における
現行の履修単位数及び換算後の総履修時間数

学校養成施設の種類	単位数	時間数
あん摩マッサージ指圧師	77	2,205
はり師	79	2,285
きゅう師	77	2,205
あん摩マッサージ指圧師はり師	86	2,535
あん摩マッサージ指圧師きゅう師	84	2,455
はり師きゅう師	86	2,535
あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師	93	2,785

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師課程別単位数から時間数への換算

教育内容		基礎分野	専門基礎分野			専門分野					合計	
		科学的思考の基盤、人間と生活	人体の構造と機能	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学	臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学	社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学	実習	臨床実習		総合領域
単位あたり時間数		15	30	30	30	30	30	30	40	45	30	
あん摩師	単位数	14	13	12	2	6	8	2	9	1	10	77
	時間数	210	390	360	60	180	240	60	360	45	300	2,205
はり師	単位数	14	13	12	2	6	8	2	11	1	10	79
	時間数	210	390	360	60	180	240	60	440	45	300	2,285
きゅう師	単位数	14	13	12	2	6	8	2	9	1	10	77
	時間数	210	390	360	60	180	240	60	360	45	300	2,205
あん摩師・はり師	単位数	14	13	12	2	7	10	2	15	1	10	86
	時間数	210	390	360	60	210	300	60	600	45	300	2,535
あん摩師・きゅう師	単位数	14	13	12	2	7	10	2	13	1	10	84
	時間数	210	390	360	60	210	300	60	520	45	300	2,455
はり師・きゅう師	単位数	14	13	12	2	7	10	2	15	1	10	86
	時間数	210	390	360	60	210	300	60	600	45	300	2,535
あはき師	単位数	14	13	12	2	8	12	2	19	1	10	93
	時間数	210	390	360	60	240	360	60	760	45	300	2,785

2. 追加カリキュラム(保健医療福祉とあはきの理念)について

- 国民の健康に携わる職業として、あはき師養成にあたり、倫理観を醸成させることが重要であることから、職業倫理に係るカリキュラムを盛り込んではどうか。
- また、同様に医療保険制度にも触れることが必要であると考えられることから、養成課程において、医療保険制度に係るカリキュラムを追加してはどうか。
- 職業倫理に係るカリキュラム及び医療保険制度に係るカリキュラムについては、1単位30時間としてはどうか。
- これらについては、あはき師学校養成施設認定規則別表第一中「専門基礎分野」の「保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の理念」の備考として「保険の仕組み及び職業倫理を含む。」と加えてはどうか。

→ +1単位(30時間)

(改正のイメージ)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則別表第一（抜粋）

教 育 内 容		単位数
専門基礎分野	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の理念	2



教 育 内 容 (案)	単位数	備 考
専門基礎分野 保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の理念	3	保険の仕組み及び職業倫理を含む。

(追加する教育内容の具体的イメージ)

事項	内容	時間数	単位数
職業倫理	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の役割と倫理	15	1
保険の仕組み	医療保険制度	15	
計		30	1

3-①追加カリキュラム(基礎あはき学)について

○ 臨床能力の向上において、手技療術とともに強化すべき能力として、適切な医療受療の時期を逸することのないよう、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうが適応されるか否かの判断能力を培うカリキュラムを強化すべきとの指摘がある。現行でも「傷病と障害」の中で「あはきの適応」として存在することから、内容のみ充実し、単位数は増やさないが、確実に実施されるよう認定規則の備考に明記することとしてはどうか。

(改正のイメージ)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師学校養成施設指定規則別表第一 (抜粋)

教 育 内 容		あま指	はり・きゅう	あはき
		単位数	単位数	単位数
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	6	7	8



教 育 内 容		あま指	はり・きゅう	あはき	備考
		単位数	単位数	単位数	
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	6	7	8	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの適用について履修する。

(追加する教育内容の具体的イメージ)

事 項	内 容
あん摩マッサージ指圧の適応 はりの適応 きゅうの適応	あん摩マッサージ指圧の適応・不適応・禁忌 はりの適応・不適応・禁忌 きゅうの適応・不適応・禁忌
計	

3-②追加カリキュラム(実技)について

○ 卒業生の臨床能力の低下が指摘されており、あはき師の臨床における実践的能力を向上する必要があることから、臨床実習について、他職種の状態も参考としつつ、臨床実習(現行1単位以上)を4単位(180時間)としてはどうか。

→ +3単位(135時間)

(改正のイメージ)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師学校養成施設指定規則別表第一 (抜粋)

教 育 内 容		あま指	はり・きゆう	あはき
		単位数	単位数	単位数
専門分野	実技(臨床実習を含む。)	10	16	20



教 育 内 容		あま指	はり・きゆう	あはき	備考
		単位数	単位数	単位数	
専門分野	実技	13	19	23	臨床実習を4単位以上とする。

(参考資料)

他職種の臨床実習・実習施設の状況

履修単位（3年課程）		臨床実習等の単位数		実習施設
9.7単位	看護師	2.3単位	臨地実習	基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院。 在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。【指導ガイドライン】
9.5単位	診療放射線技師	1.0単位	臨床実習	病院、診療所又は介護老人保健施設 【養成所指定規則】
	臨床検査技師	7単位	臨地実習	臨地実習を行うのに適当な施設 【養成所指定規則】
9.3単位	理学療法士	1.8単位	臨床実習	病院、診療所その他の施設 【養成施設指定規則】
	作業療法士	1.8単位	臨床実習	病院、診療所その他の施設 【養成施設指定規則】
	視能訓練士	1.4単位	臨地実習	臨地実習を行うのに適当な施設 【養成所指定規則】
	臨床工学技士	4単位	臨床実習	臨床実習を行うのに適当な病院 【養成所指定規則】
	義肢装具士	4単位	臨床実習	病院、診療所及び製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所 【養成所指定規則】
	言語聴覚士	1.2単位	臨床実習	病院、診療所その他の施設 【養成所指定規則】
8.5単位	柔道整復師	1.6単位 柔整 1.6単位	臨床実習 実習（臨床実習を含む。）	養成施設附属臨床実習施設 【指導ガイドライン】

4. 総単位数の引上げに係る最低履修時間数について

(現在のカリキュラムの総単位数を総履修時間数に置き換えた場合)

[あん摩マッサージ指圧師]

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則
(平成12年4月1日施行前)における履修時間数(あん摩マッサージ指圧師の場合)

2,205時間(77単位) ①

(今回のカリキュラム改正案による追加領域)

保険の仕組み及び職業倫理 30時間(1単位)

あま指の適応 (単位追加せず)

臨床実習 135時間(3単位)

計 165時間(4単位) ②

最低履修時間数(①+②) 2,370時間(81単位)

4-②総単位数の引上げに係る最低履修時間数について

(現在のカリキュラムの総単位数を総履修時間数に置き換えた場合)

[はり師きゅう師]

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
(平成12年4月1日施行前)における履修時間数(はり師、きゅう師の場合)

2, 535時間(86単位) ①

(今回のカリキュラム改正案による追加領域)

保険の仕組み及び職業倫理 30時間(1単位)

はりきゅうの適応 (単位追加せず)

臨床実習 135時間(3単位)

計 165時間(4単位) ②

最低履修時間数(①+②) 2, 700時間(90単位)

4-③総単位数の引上げに係る最低履修時間数について

(現在のカリキュラムの総単位数を総履修時間数に置き換えた場合)

[あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師]

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
(平成12年4月1日施行前)における履修時間数(あはき師の場合)

2,785時間(93単位) ①

(今回のカリキュラム改正案による追加領域)

保険の仕組み及び職業倫理 30時間(1単位)

あはきの適応 (単位追加せず)

臨床実習 135時間(3単位)

計 165時間(4単位) ②

最低履修時間数(①+②) 2,950時間(97単位)

(参考)あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(平成12年4月1日施行前)における履修時間数

現行

学校養成施設の種類	単位数	時間数
あん摩マッサージ指圧師	77	2,205
はり師	79	2,285
きゅう師	77	2,205
あん摩マッサージ指圧師はり師	86	2,535
あん摩マッサージ指圧師きゅう師	84	2,455
はり師きゅう師	86	2,535
あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師	93	2,785



追加(イメージ)後

単位数	時間数
81	2,370
83	2,450
81	2,370
90	2,700
88	2,620
90	2,700
97	2,950

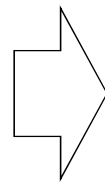
5-①カリキュラム改正案(あま指)

(現行)あん摩マッサージ指圧師

(案)あん摩マッサージ指圧師

	教育内容	単位数	(最低履修時間数)
基礎分野	科学的思考の基盤	14	210
	人間と生活		
	小 計	14	210
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	195
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	180
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	2	30
	小 計	27	405
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学、基礎きゅう学	6	90
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学、臨床きゅう学	8	120
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学、社会きゅう学	2	30
	実習(臨床実習を含む。)	10	315
	総合領域	10	150
	小 計	36	705
	合 計	77	1,320

1単位当たりの平均時間数
16.8時間(臨床実習を除く。)



	教育内容	内容	単位数	追加分	最低履修時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	人文科学、社会科学、自然科学、保健体育、外国語	14		
	人間と生活				
	小 計			14	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学、生理学、運動学	13		
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	病理学、衛生学、リハビリテーション医学、一般臨床医学、外科学概論、整形外科学	12		
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	I医療概論、関係法規、衛生学・公衆衛生学	3	保険の仕組み及び職業倫理(1)	
	小 計		28		
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学、基礎きゅう学	東洋医学概論、経絡経穴概論、あはき理論	6	迅速・適切に医療受療につなげるため、あん摩マッサージ指圧術の適応・不適用・禁忌を必修化	
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学、臨床きゅう学	東洋医学臨床、あはき臨床論	8		
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学、社会きゅう学	社会あはき学	2		
	実習(臨床実習を含む。)	あはきに関する実技の技術・知識	13	臨床実習(1→4)	
	総合領域	学校の特徴を發揮した教育を展開	10		
	小 計		39		
	合 計		81		2,370

1単位当たりの平均時間数
28.4時間(臨床実習を除く。)

5-②カリキュラム改正案(はり・きゅう)

(現行)はり師・きゅう師

	教育内容	単位数	(最低履修時間数)
基礎分野	科学的思考の基盤	14	210
	人間と生活		
	小計	14	210
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	195
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	180
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	2	30
	小計	27	405
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学	7	105
	臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学	10	150
	社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学	2	30
	実習(臨床実習を含む。)	16	495
	総合領域	10	150
	小計	45	930
	合計	86	1,545

1単位当たりの平均時間数
17.6時間(臨床実習を除く。)

(案)はり師・きゅう師

	教育内容	内容	単位数	追加分	最低履修時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	人文科学、社会科学、自然科学、保健体育、外国語	14			
	人間と生活					
	小計		14			
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学、生理学、運動学	13	保険の仕組み及び職業倫理(1)		
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	病理学、衛生学、リハビリテーション医学、一般臨床医学、外科学概論、整形外科	12			
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	医療概論、関係法規、衛生学・公衆衛生学	3			
	小計		28			
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学	東洋医学概論、経絡経穴概論、あはき理論	7	迅速・適切に医療受療につなげるため、はり・きゅう術の適応・不適用・禁忌を必修化		
	臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学	東洋医学臨床、あはき臨床論	10			
	社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学	社会あはき学	2			
	実習(臨床実習を含む。)	あはきに関する実技の技術・知識	19			臨床実習(1→4)
	総合領域	学校の特徴を發揮した教育を展開	10			
	小計		48			
	合計		90		2,700	

1単位当たりの平均時間数
29.3時間(臨床実習を除く。)

5-③カリキュラム改正案(あはき)

(現行)あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師

(案)あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師

	教育内容	単位数	(最低履修時間数)
基礎分野	科学的思考の基盤	14	210
	人間と生活		
	小 計	14	210
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	195
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	180
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	2	30
	小 計	27	405
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学	8	120
	臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学	12	180
	社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学	2	30
	実習(臨床実習を含む。)	20	615
	総合領域	10	150
	小 計	52	1,095
合 計	93	1,710	

1単位当たりの平均時間数
18.1時間(臨床実習を除く。)

	教育内容	内容	単位数	追加分	最低履修時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	人文科学、社会科学、自然科学、保健体育、外国語	14		
	人間と生活				
	小 計	14			
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学、生理学、運動学	13		
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	病理学、衛生学、リハビリテーション医学、一般臨床医学、外科学概論、整形外科学	12		
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	医療概論、関係法規、衛生学・公衆衛生学	3	保険の仕組み及び職業倫理(1)	
	小 計		28		
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学	東洋医学概論、経絡経穴概論、あはき理論	8	迅速・適切に医療受療につなげるため、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう術の適応・不適用・禁忌を必修化	
	臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学	東洋医学臨床、あはき臨床論	12		
	社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学	社会あはき学	2		
	実習(臨床実習を含む。)	あはきに関する実技の技術・知識	23	臨床実習(1→4)	
	総合領域	学校の特色を発揮した教育を展開	10		
	小 計		55		
合 計		97		2,950	

1単位当たりの平均時間数
29.8時間(臨床実習を除く。)

6-①臨床実習の在り方(臨床実習施設等)について

- 臨床実習施設として、養成施設附属臨床実習施設及び施術所としてはどうか。
- また、医療機関、スポーツ施設、介護老人保健施設を1単位を超えない範囲で認めてはどうか。

(参考)

あはき師養成施設指導要領・ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第34・35号医政局長通知）

○7 授業に関する事項

(3) 臨床実習については、一単位を四五時間の実習をもって構成すること。

○8 実習に関する事項

(1) 一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。

(2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設をいうこと。

(3) 養成施設以外での実習が行われていないこと。

6-②臨床実習の在り方(附属臨床実習施設以外における臨床実習施設)について

- 養成施設附属臨床実習施設以外における臨床実習の要件を次のとおりとはどうか。
- (1) 養成施設は、各施術所における臨床実習の進捗管理を行うため、専任の実習調整者(あはき復学校養成施設指定規則別表第二において専門分野を教授できる者(以下「専任教員」という。))であるものに限る。)を1名以上配置すること。
- (2) 附属臨床実習施設以外のあはき施術所は、
- ① 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
 - ② 5年以上の開業経験があること。
 - ③ 実習指導者は、専任教員の資格を有するあはき師、又は5年以上従事した後に厚生労働大臣の定める基準に合った「あはき師臨床実習指導者講習会(仮称)」を修了したあはき師であること。(16時間以上の講習会)
 - ④ 過去1年間の施術日の平均受診者数が30名以上であること。
 - ⑤ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - ⑥ 療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - ⑦ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。
- (3) 附属臨床実習施設以外のあはき施術所において臨床実習を行おうとする養成施設は、都道府県知事に対して申請を行うこととする(変更の場合は変更申請)。
- (2)①の臨床実習における到達目標について、少なくとも「保険診療の仕組みについて理解すること」を含むことについてどう考えるか。

(参 考)

他職種の様況

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(実習施設等に関する事項)

1 実習指導者

実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。

2 実習施設

- (1) 実習施設には、実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていることが望ましいこと。
- (2) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。
- (3) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。
- (4) 実習病院が同時に受け入れることのできる学生数は、看護単位ごとに10名を限度とすること。従って、多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。

5 看護師養成所

- (1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院等を確保すること。病院以外として、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。

- (2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。
- ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。
 - イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。
 - (ア) 組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。
 - (イ) 看護部門としての方針が明確であること。
 - (ウ) 看護部門の各職階及び職種の仕事分担が明確であること。
 - (エ) 看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。
 - ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。
 - エ 看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。
 - オ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。
 - (ア) 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。
 - (イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。
 - (ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。
 - カ 実習生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。
 - キ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。
- (3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については(2)ーイからキまでと同様とすること。
- (4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。
- (5) 訪問看護ステーションについては、次の要件を満たしていること。
- ア 複数の訪問看護専任者がいること。
 - イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。
- (6) 看護師養成所2年課程(通信制)の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。

診療放射線技師養成所指導ガイドライン(臨床実習に関する事項)

- (1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。
- (3) 臨床実習を行う施設において、診療画像技術学、核医学検査技術学及び放射線治療技術学の各部門にそれぞれ主任者が選定されていること。
- (4) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入可能な数とし、実習指導者1人につき2人程度とすること。

理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン(実習施設に関する事項)

- (1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後3年以上業務に従事した者であること。
- (2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。
- (3) 実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に近接していることが望ましいこと。
- (4) 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。

6-③臨床実習の在り方(臨床実習における実施可能範囲)について

- 現在の臨床実習の実態として、学生は、見学が中心となっているとの意見があることから、臨床実習の充実を図るため、臨床実習における実施可能範囲を示してはどうか。
- 臨床実習における実施可能範囲について、医師の「臨床実習検討委員会最終報告」(平成3年5月13日厚生省健康政策局)を参考とし、あはき師の臨床実習についても、予め患者に同意を得た上で、実習指導者の指導・監視の下で実習指導者が主体的に行う施術について補助を行ってよいこととしてはどうか。
- また、補助であっても、あはき師の資格を持たない学生が、直接患者に対して施術を行うには、臨床実習開始前にそれに足りる総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることが保証されていることが必要であることから、学校養成施設が、実技も含めた試験によりこれらの評価を行うこととしてはどうか。

(参 考)

- 「臨床実習検討委員会最終報告」(平成3年5月13日厚生省健康政策局)抜粋
医学生に許容される医行為について、①侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること、②医学部教育の一環として一定の要件を満たす指導医によるきめ細かな指導・監督の下に行われること、③臨床実習を行わせるに当たって事前に医学生の評価を行うことを条件とするならば、医学生が医行為を行っても、医師が医行為を行う場合と同程度に安全性を確保することができる。また、医学生が医行為を行う手段・方法についても、上記の条件に加え、④患者等の同意を得て実施することとすれば、社会理念から見て相当であると考えられる。

7-①専任教員(教員配置基準)の見直しについて

- カリキュラムの充実により、総履修単位を4単位(うち臨床実習3単位)追加する場合、臨床実習を管理・調整等する業務が大きく増加することから、これに対応して、専任教員数を現行の5名以上から6名以上に増員してはどうか。

(参 考)

第2回検討会では了承

- あはき師養成施設の専任教員について

(あはき師養成施設指導要領、ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第34・35号医政局長通知))

第2条第7号 教員のうち五人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第四号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員(以下「専任教員」という。)であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては四人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)とすることができる。

別表第二(抜粋)

<p>専門基礎分野</p>	<p>次の各号のに掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学校]の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 三 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業者」という。)
<p>専門分野</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師 二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 三 養成機関卒業者 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者 五 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免除状を有する者

(参 考)

他職種の状況

履修単位数(3年課程)		専任教員数
97単位	看護師	8名以上
95単位	診療放射線技師 臨床検査技師	6名以上
93単位	理学療法士・作業療法士 視能訓練士 臨床工学技士 義肢装具士	
	言語聴覚士	5名以上
85単位	柔道整復師	5名以上

7-②専任教員(教員の要件)の見直しについて

- 教員の質を確保するため、専門基礎分野及び専門分野の教員の要件として、現行の「養成機関卒業者」という要件だけでなく、3年の実務経験という要件も加えてはどうか。
- また、専門分野の教員の要件である、「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者」について、現在、教員講習会を実施していないことから、当該要件を削除してはどうか。
(なお、過去に教員講習会を修了した者のための経過措置を定めることとしてはどうか。)

(参考)

○あはき師に係る学校養成施設認定規則

別表第二(抜粋)

<p>専門基礎 分野</p>	<p>次の各号のに掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学校]の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 三 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業者」という。)
<p>専門分野</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師 二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 三 養成機関卒業者 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者 五 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免除状を有する者

7-③専任教員(その他)の見直しについて

- 専任教員数や専任教員の要件を見直すに当たり、指導ガイドラインにおいて専任教員の定義を明確化すべきではないか。
- 具体的には、大学設置基準第12条を参考として、次のとおりとしてはどうか。
 - ・ 教員は、一つの養成施設に限り専任教員となるものとする。
 - ・ 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- また、専任教員は、専門分野の養成の質の観点から、臨床実習施設において継続的に臨床に携わることによって臨床能力を高めるよう努めることとしてはどうか。

(参 考)

大学設置基準 (昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

8. その他(新カリキュラムの施行と経過措置)について(案)

- 新たなカリキュラムは、平成30年4月1日施行を考えているが、経過措置として、すでに現行カリキュラムで養成することとしている在校生については、「現行カリキュラムで可」としてはどうか。

(新カリキュラムの適用)

平成30年4月1日施行(平成30年度の入学生から新カリキュラムの適用)

- また、専任教員数は、新カリキュラムの適用に合わせて教員増を学年進行に応じた増員としてはどうか。

(教員数増の適用)

平成30年4月1日施行(ただし、専任教員の数は、平成31年度までは5人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その数が30人までを増すごとに1を加えた数)とすることができる。)